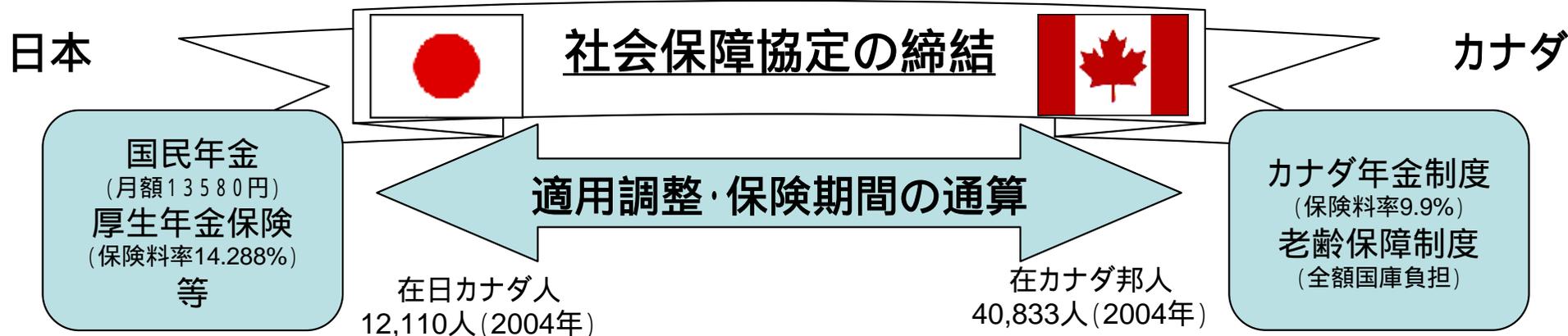


日・加社会保障協定

企業等から相手国に一時的に派遣される駐在員等は、日加両国の年金制度に強制加入となる。
日加両国の年金制度の保険料の支払い。 二重加入の問題
派遣期間が短いため年金の受給に必要な期間を満たさないため、年金を受給できない。 保険料掛け捨ての問題

企業及び駐在員等の双方に大きな負担 両国間の人的交流及び経済交流の増進にマイナスの影響



原則として、就労地国の年金制度にのみ強制加入。派遣期間が5年以内の駐在員等については、原則として、派遣元国の年金制度にのみ強制加入 二重加入の問題の解消
両国での保険期間を通算して、それぞれの国における年金の受給権を確立。 保険料掛け捨て問題の解消

企業及び駐在員等の双方の負担の軽減 両国間の人的交流及び経済交流の一層の促進



我が国の負担軽減効果
年間約3億円(厚生労働省試算)

社会保障協定締結済みの国 ドイツ・英国・米国・韓国・フランス・ベルギー

(ただしフランス・ベルギーは締結手続中)

交渉中の国 オランダ・豪州